



第29回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社 DD グループ

圧倒的な「カッコよさ」という価値観で すべてのステークホルダーに対して 「熱狂的な歓喜」を呼び起こす！

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

代表取締役社長の松村厚久でございます。

2024年は国内外の経済が緩やかな回復基調で推移する中でありながらも、地政学リスクの顕在化や世界的なインフレなど、不確実な要素が引き続き企業経営に大きな影響を及ぼしております。

そのような環境の中、当社グループは外部環境の変化や経営課題への迅速な対応を行い、2025年2月期においては営業利益及び経常利益で過去最高益を達成いたしました。

2023年4月に公表（2024年4月に係数目標を上方修正）させていただいた新連結中期経営計画を達成すべく、さらなる成長と企業価値・株主価値の向上を目指し、圧倒的な「カッコよさ」という価値観で、すべてのステークホルダーに対して「熱狂的な歓喜」を呼び起こすための事業ポートフォリオを構築してまいります。商品やサービスの付加価値の提案、消費需要やライフスタイルの変化などの外部環境に対応しながら、複数の成長軸をもった持続的成長の実現と企業価値の向上を果たすことで、早期復配を含め、より多くの還元が可能になると考えております。

株主の皆様におかれましては、ブランド（業態、施設）価値創出やESGへの取り組みによる企業価値向上を進めるDDグループの成長と発展にご期待いただくとともに、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



株式会社DDグループ
代表取締役社長

松村 厚久

証券コード 3073

2025年5月13日

(電子提供措置の開始日 2025年5月7日)

株 主 各 位

東京都港区芝四丁目1番23号

三田NNビル18階

株 式 会 社 D D グ ル ー プ

代表取締役社長 松 村 厚 久

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第29回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

[当社ウェブサイト]

<https://www.dd-grp.com/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイト「電子提供措置事項」を掲載しております。

[東京証券取引所ウェブサイト]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(東京証券取引所ウェブサイト「アクセスをして、当社名「DDグループ」又は証券コード「3073」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

インターネット等又は書面(郵送)により事前に議決権を行使することができますので、これらの方法による場合は、株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年5月28日(水曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願いいたします。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月29日（木曜日）午後1時

2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目1番1号
ベルサール御成門タワー3階
（末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第29期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日の懇親会の開催並びにお土産等の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

書面の郵送により事前に議決権を行使する場合 ご推奨

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入の上、ご返送ください。各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限：2025年5月28日（水曜日）午後6時必着

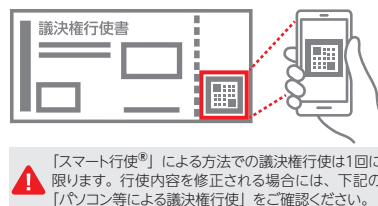
インターネットを通じて事前に議決権を行使する場合 ご推奨

下記の方法により議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限：2025年5月28日（水曜日）午後6時まで

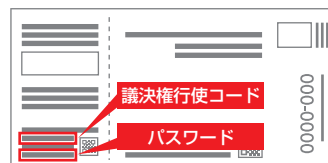
スマートフォン等による「スマート行使®」

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォン等の端末で読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。



パソコン等による議決権行使

議決権行使ウェブサイトURL(<https://www.web54.net>)へアクセス後、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力しログインしてください。



当日、株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付へご提出ください。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのであらかじめご了承ください。

開催日時：2025年5月29日（木曜日）午後1時

議決権行使のお取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) インターネットを通じて事前に議決権を行使する際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) 書面による議決権行使に際して、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第 1 号 議 案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の当社における地位・担当	取締役会 出席状況	取締役 在任年数	属 性
1	まつむら 松村	あつひさ 厚久	代表取締役社長	15／15回 (100%)	29年	再任
2	さいとう 斉藤	もとあき 征晃	専務取締役 グループ経営管理本部長	15／15回 (100%)	3年	再任
3	ひぐち 樋口	やすひろ 康弘	常務取締役	15／15回 (100%)	10年	再任
4	やぐち 矢口	けんいち 健一	常務取締役	15／15回 (100%)	3年	再任
5	あおき 青木	としゆき 俊之	常務取締役 社長室長	15／15回 (100%)	2年	再任
6	いけだ 池田	こうへい 航平	常務取締役 グループ営業開発推進室長	15／15回 (100%)	2年	再任
7	やまの 山野	みきお 幹夫	社外取締役	15／15回 (100%)	7年	再任 独立

■所有する
当社株式の数
普通株式
4,998,403株

■取締役
在任年数
29年

■当期における
取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1996年3月	有限会社エイアンドワイビューティサプライ（現当社）設立 代表取締役	2018年11月	株式会社DDホールディングスベンチャーキャピタル 代表取締役（現任）
2002年12月	有限会社エイアンドワイビューティサプライを組織変更し、株式会社ダイヤモンドダイニング（現当社） 代表取締役社長（現任）	2019年12月	湘南レーベル株式会社 取締役（現任）
		2020年10月	株式会社ダイヤモンドダイニング 代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ダイヤモンドダイニング 代表取締役
株式会社DDホールディングスベンチャーキャピタル 代表取締役
湘南レーベル株式会社 取締役

選任の理由

創業時から今日まで、当社の代表取締役として当社の経営を担っており、強いリーダーシップで当社グループ全体を牽引してきた実績と経営全般における豊富な見識や職務経験は、当社グループの企業価値の向上及び取締役会の更なる機能強化に資することが期待されるため、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

略歴並びに当社における地位及び担当

2002年10月	株式会社ソフトバンクコマース（現 ソフトバンク(株)）入社	2015年3月	株式会社サンプール（現 (株)ダイヤモンドダイニング）取締役
2005年2月	当社 入社	2017年6月	当社 執行役員 グループ経営企画本部長
2005年9月	当社 株式公開準備室長	2017年6月	株式会社商業藝術（現 (株)ダイヤモンドダイニング）取締役
2006年3月	当社 執行役員 株式公開準備室長	2018年11月	株式会社DDホールディングスベンチャーキャピタル 取締役（現任）
2007年3月	当社 執行役員 経営企画室長	2019年5月	当社 上席執行役員 グループ経営企画本部長
2010年2月	株式会社ザッパラス モバイル第二事業部 エグゼクティブマネージャー	2019年12月	湘南レーベル株式会社 取締役（現任）
2010年5月	同社 経営企画本部 事業開発戦略部長	2020年12月	当社 上席執行役員 グループ経営管理本部長
2010年6月	株式会社ジープラス 取締役	2022年5月	当社 常務取締役 グループ経営管理本部長
2010年6月	株式会社アレス&マーキュリー 取締役	2023年2月	株式会社MEA 取締役（現任）
2010年8月	株式会社ザッパラス 経営企画本部 戦略推進部長	2023年5月	当社 専務取締役 グループ経営管理本部長 （現任）
2011年8月	同社 経営企画本部 経営企画本部長	2025年2月	株式会社DDプラス 取締役（現任）
2011年12月	同社 管理グループ ゼネラルマネージャー		
2012年2月	株式会社ビーバイイー 取締役		
2013年10月	株式会社ゴールデンマジック（現 (株)ダイヤモンドダイニング）取締役		

重要な兼職の状況

湘南レーベル株式会社 取締役
株式会社DDホールディングスベンチャーキャピタル 取締役
株式会社DDプラス 取締役
株式会社MEA 取締役

選任の理由

当社グループの経営企画及び管理本部を牽引してきた実績と上場企業における経営全般における豊富な見識や職務経験は、当社グループの戦略及び全社的なガバナンス体制の整備と取締役会の更なる機能強化に資することが期待されるため、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

3

樋口 康弘 (1973年2月23日生)

■所有する
当社株式の数
普通株式
37,563株

■取締役
在任年数
10年

■当期における
取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

2010年4月	当社 入社	2013年3月	当社 執行役員 管理本部長
2010年5月	当社 管理本部 経営企画部長	2015年3月	当社 執行役員 本社統括
2010年8月	当社 執行役員 管理本部 経営企画部長	2015年5月	当社 取締役 管理統括
2012年2月	当社 執行役員 管理本部長	2022年5月	当社 専務取締役
2012年5月	当社 取締役 管理本部長	2023年5月	当社 常務取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社DDホールディングスベンチャーキャピタル 取締役

選任の理由

当社グループでのコーポレート部門における豊富な業務経験を有しており、2020年12月以降、人事部門における責任者を務めるなど当社グループの発展に寄与しており、当社の経営への貢献及び取締役会の更なる機能強化に資することが期待されるため、引き続き取締役として選任と判断いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

4

矢口 健一 (1975年8月7日生)

■所有する
当社株式の数
普通株式
1,603株

■取締役
在任年数
3年

■当期における
取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1994年4月	株式会社コスモ通商 (株式会社バグース) (現株式会社ダイヤモンドダイニング) 入社	2016年9月	同社 代表取締役
2012年4月	同社 営業本部長	2021年10月	同社 取締役 副社長
2015年3月	同社 社長執行役員	2022年5月	当社 常務取締役 (現任)
		2025年3月	株式会社ダイヤモンドダイニング 取締役 統括本部長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社ダイヤモンドダイニング 取締役 統括本部長

選任の理由

これまで当社グループの連結子会社において要職を歴任し、当社グループ内での中核事業を牽引してきた実績と経験は、当社グループの営業戦略と取締役会の更なる機能強化に資することが期待されるため、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

5

あ お き と し ゆ き

青木 俊之 (1977年7月17日生)

■所有する
当社株式の数
普通株式
743株■取 締 役
在任年数
2年■当期における
取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

再任

| 略歴並びに当社における地位及び担当

1998年4月 株式会社ジンテージ 入社
2000年7月 株式会社ちゃんと 入社
2002年5月 有限会社HIROSHI 入社
2004年4月 株式会社クリエイティブジャパン 入社
2005年7月 株式会社フードスコープ 入社
2009年2月 株式会社シークレットテーブル (現 株式会社
ダイヤモンドダイニング) 入社 美食MAIM
ON事業部長

2013年3月 株式会社ダイヤモンドダイニング 入社 社長室
担当部長
2014年9月 同社 執行役員 社長室長
2017年9月 当社 執行役員 社長室長
2023年5月 当社 常務取締役 社長室長 (現任)
2024年5月 湘南レーベル株式会社 取締役 (現任)

| 重要な兼職の状況

湘南レーベル株式会社 取締役

| 選任の理由

これまで当社の社長室長としての経験や連結子会社において要職を歴任するなど、当社及び当社グループ会社の企業価値向上と持続的な成長、及び営業管理体制の強化に資することが期待されるため、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

| 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

6

い け だ こう へ い

池田 航平 (1979年11月17日生)

■所有する
当社株式の数
普通株式
743株■取 締 役
在任年数
2年■当期における
取締役会への出席状況
15/15回 (100%)

再任

| 略歴並びに当社における地位及び担当

2003年7月 株式会社コスモ通商 (株式会社バグース)
(現 株式会社ダイヤモンドダイニング) 入社
2015年4月 同社 取締役 営業副本部長

2021年10月 同社 バグース営業本部 副本部長
2023年5月 当社 常務取締役
2023年9月 当社 常務取締役 グループ営業開発推進室長 (現任)

| 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

| 選任の理由

これまで当社グループの連結子会社において要職を歴任し、当社グループ内での旗艦店舗の立ち上げや再生をはじめ、新規事業を牽引してきた実績と経験は、当社グループの営業戦略と取締役会への更なる機能強化に資することが期待されるため、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

| 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

略歴並びに当社における地位及び担当

1992年4月	株式会社東急エージェンシー 入社	2013年11月	山野愛子どろんこ美容.com株式会社 (現 山野愛子どろんこ美容Ⅱ株式会社) 代表取締役
1995年9月	株式会社ヤマノビューティメイト 入社 (現 株式会社ヤマノビューティメイトグループ)	2016年8月	山野美容商事株式会社 社外取締役 (現任)
1997年2月	同社 取締役	2017年2月	琥珀バイオテクノロジー株式会社 代表取締役 (現任)
1999年9月	同社 代表取締役 (現任)	2018年5月	当社 社外取締役 (現任)
2006年6月	株式会社ヤマノビューティケミカル 代表取締役		
2013年11月	山野愛子どろんこ美容株式会社 (現 山野愛子どろんこ美容Ⅱ株式会社) 代表取締役		

重要な兼職の状況

株式会社ヤマノビューティメイトグループ 代表取締役
琥珀バイオテクノロジー株式会社 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

企業経営者としての豊富な経験・人脈と幅広い見識を有しており、その広い人脈と異業種ならではの新たな視点を活かした当社のグループ経営力の強化、独立した社外の観点から積極的に意見を述べることによる取締役会の更なる機能強化が期待されるため、引き続き社外取締役として適任と判断いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

(注) 1. 「所有する当社株式の数」は、2025年2月28日現在の所有株式数を記載しています。

2. 取締役候補者松村厚久氏は当社の経営を支配している者であります。

3. 山野幹夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が原案どおり承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

4. 責任限定契約について

山野幹夫氏は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,800万円以上又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。なお、同氏の再任が原案どおり承認可決された場合には、同契約を継続する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により補填することとしております。各氏は、本議案が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者となります。

監査等委員である取締役 3 名選任の件

監査等委員である取締役全員（3 名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査等委員である取締役 3 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1

いしだ しげゆき

石田 茂之 (1962年8月8日生)

■所有する
当社株式の数

普通株式
0株

■社外取締役
在任年数

2年

■当期における取締役
会及び監査等委員会
への出席状況

取締役会 監査等委員会
15／15回 15／15回
(100%) (100%)

再任

独立

略歴並びに当社における地位及び担当

1986 年 4 月	株式会社エーピー	入社	2006 年10月	株式会社メディアシーク	監査役
1993 年 7 月	同社	代表取締役	2013 年 5 月	当社	社外監査役
2004 年 8 月	株式会社ル・ショコラ・デュ・ダイヤモンド設立		2023 年 5 月	当社	社外取締役（監査等委員）（現任）
	代表取締役				

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

これまでの海外事業を含めた豊富な企業経営の知識と経験、また、上場企業における監査役としての経験を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

■所有する 当社株式の数	■社外取締役 在任年数	■当期における取締役 会及び監査等委員会 への出席状況
普通株式 8,700株	2年	取締役会 監査等委員会 15/15回 15/15回 (100%) (100%)

再任

独立

略歴並びに当社における地位及び担当

1977年4月	東京証券取引所（現 株式会社日本取引所グループ）入所	2012年6月	ディーエムソリューションズ株式会社 社外監査役（現任）
1997年5月	株式会社ワークツ 代表取締役（現任）	2015年12月	株式会社キャリアデザインセンター 社外取締役（現任）
2006年4月	アラックス株式会社 社外取締役	2016年3月	株式会社大塚商会 社外取締役（現任）
2009年5月	当社 社外監査役	2023年5月	当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ワークツ 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

上場会社等での豊富な監査経験及び企業経営に関する知見、また東京証券取引所（現 株式会社日本取引所グループ）における上場企業の適正な経営に関する豊富な知識を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

3

にしむら やすひろ

西村 康裕 (1953年5月16日生)

■所有する 当社株式の数	■社外取締役 在任年数	■当期における取締役 会及び監査等委員会 への出席状況	
普通株式 2,700株	2年	取締役会 15/15回 (100%)	監査等委員会 15/15回 (100%)

再任

独立

略歴並びに当社における地位及び担当

1977年4月	株式会社三和銀行 入行 (現 (株)三菱UFJ銀行)	2010年8月	日本振興銀行株式会社 常務執行役員 審査本部長
2006年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行 上野支社長 (現 (株)三菱UFJ銀行)	2012年11月	株式会社イオン銀行 監査部 担当部長
2007年3月	山田ビジネスコンサルティング株式会社 営業推進部長 (現 山田コンサルティンググループ(株))	2014年5月	当社 社外監査役
		2023年5月	当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

銀行等における豊富な経験、取り分け審査・監査に関する高度な知識を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、引き続き監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 「所有する当社株式の数」は、2025年2月28日現在の所有株式数を記載しています。
2. 石田茂之氏、齋藤哲男氏及び西村康裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
なお、当社は、石田茂之氏、齋藤哲男氏及び西村康裕氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 責任限定契約について
石田茂之氏、齋藤哲男氏及び西村康裕氏は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,800万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。
なお、3氏の再任が原案どおり承認可決された場合には、同契約を継続する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により補填することとしております。
各氏は、本議案が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

(ご参考) 本総会終了後の取締役の専門性等 (スキル・マトリックス)

氏名	地位	企業経営	営業・ マーケティング	IT	人事・ 労務・ 人材開発	ガバナンス	財務・ ファイナ ンス・ M&A	リスクマ ネジメン ト・ コンプラ イアンス ・法務	サステナ ビリティ
松 村 厚 久	代表取締役社長	●	●		●	●			●
斉 藤 征 晃	専務取締役 グループ経営 管理本部長	●		●		●	●	●	●
樋 口 康 弘	常務取締役	●			●	●			●
矢 口 健 一	常務取締役	●	●		●			●	
青 木 俊 之	常務取締役 社長室長	●	●		●			●	
池 田 航 平	常務取締役 グループ営業 開発推進室長	●	●		●				
山 野 幹 夫	社外取締役	●	●			●		●	●
石 田 茂 之	社外取締役 (監査等委員)	●	●			●			●
齋 藤 哲 男	社外取締役 (監査等委員)	●				●		●	●
西 村 康 裕	社外取締役 (監査等委員)	●				●	●	●	

(注) 上記は、各氏の経験等を踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

事業報告

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(単位：百万円、%)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	37,079	38,578	1,499	4.0
営業利益	3,243	3,738	495	15.3
経常利益	3,131	3,581	450	14.4
親会社株主に帰属する当期純利益	3,415	2,397	△1,017	△29.8
営業利益率	8.7	9.7	1.0ポイント	

当連結会計年度(2024年3月1日～2025年2月28日)におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が進み、設備投資が堅調に推移するなど景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、実質賃金の伸び悩みもあり、個人消費は力強さを欠きました。

当社グループにおきましては、外食・娯楽及び宿泊需要の回復等やコロナ禍で取組んできた経営合理化策等の効果もあり、各事業セグメントで業績の回復が見込まれるものの、物価上昇によりお客様の生活防衛意識が高まり、節約志向や低価格志向が強まる中で、原材料費や光熱費の高止まりに加え、人件費や物流費、資材コスト等の上昇要因もあり、経営課題への迅速な対応が求められる状況となっております。

このような状況のもと、当社グループは、前期業績を踏まえ2026年2月期を最終年度として2023年4月に公表しておりました「新連結中期経営計画（2024年2月期～2026年2月期）」（以下、新連結中期経営計画という。）の計数目標を、「連結売上高400億円」「連結営業利益40億円」「ROE20%以上」と2024年4月に補正いたしました。

激動する経営環境の中、当社グループは経営理念である「お客様歓喜」のもと、新たな成長ステージへと挑戦してまいります。新連結中期経営計画の目標達成に向け、DX推進を加速し、お客様に「熱狂的な歓喜」を提供する事業ポートフォリオを構築します。グループ・クラウド・ジャパン合同会社との連携により、デジタル変革を加速させ、お客様の期待を超える価値を提供することで、持続的な成長と企業価値向上を実現します。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高38,578百万円（前年同期比4.0%増）、営業利益3,738百万円（前年同期比15.3%増）、経常利益3,581百万円（前年同期比14.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,397百万円（前年同期比29.8%減）となりました。

セグメント業績は以下のとおりであります。

『飲食・アミューズメント事業』

従来の飲食店とは一味違った「非日常性」と「食への熱狂的なこだわり」を基本コンセプトとしたレストラン及び居酒屋等を自社グループで業態開発し、国内では都心部及び主要都市を中心に飲食店を展開しております。

また、高級感のあるビリヤード、ダーツ、カラオケ、シミュレーションゴルフ、複合カフェ等の店舗展開を「BAGUS」ブランドにて運営し、その他カプセルホテル「GLANSIT」等を都内中心にアミューズメント店舗を直営にて展開しております。

（単位：百万円、%）

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	34,729	36,471	1,741	5.0
セグメント利益	4,195	5,000	805	19.2
セグメント利益率	12.1	13.7	1.6ポイント	

当連結会計年度における飲食・アミューズメント事業は、社会経済活動の正常化により都心部を中心に急激に人流が回復し、需要が堅調に続いております。しかしながら、台風や酷暑等の天候不順に加えて、資源価格の高騰と円安による食材価格やエネルギー価格の上昇といった外部環境の悪化の影響を受け、依然として予断を許さない状況が続いております。

このような状況下において、飲食・アミューズメント事業は、原価高騰対策や継続的なコスト削減等の各種施策による収益の確保、さらには不採算店舗の整理を進めることで、収益の改善に努めてまいりました。

また、IPコンテンツを活用した新たな取組みとして、株式会社ダイヤモンドダイニングは、株式会社パルコが運営する名古屋PARCO、渋谷PARCO及び心斎橋PARCO内に期間限定でオープンする「ちいかわラーメン豚」の運営を受託いたしました。さらに、好調ブランドである「かに地獄」への業態変更を行いました。また、株式会社エスエルディーでは、なんばパークスミュージアムと連動した新しいミュージアムカフェスペースを「#702cafe&dinerなんばパークス店」の一部スペースにおいて開設いたしました。

ビリヤード・ダーツ・カラオケ業態の各店舗においては、企業対抗戦や子供向けレッスン、B.LEAGUEのパブリックビューイングを開催するなど、顧客満足度の向上に努めました。インターネットカフェ業態においては、ビリヤードやダーツ、カラオケ個室を新設・増設し、サービスの拡充に努めました。

主な出店状況については、「水色」を東京都港区東新橋のカレッタ汐留に、「BAGUS梅田店」を大阪府大阪市北区に、「酒膳穂のほまれ西新宿店」を東京都新宿区西新宿に、「chano-ma天王寺」を大阪府大阪市天王寺区に新規出店し、カプセルホテル「GLANSIT」ブランド（2施設）を2024年2月22日より再稼働いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は36,471百万円（前年同期比5.0%増）、セグメント利益は5,000百万円（前年同期比19.2%増）となりました。

また、当連結会計年度の店舗展開状況につきましては、以下のとおりであります。

『飲食・アミューズメント事業の直営店舗出退店等の状況（2025年2月28日現在）』

	既存店	新店	退店	合計	業態変更
飲食事業	271	3	14	260	1

アミューズメント事業	52	1	3	50	－
合計	323	4	17	310	1

『ホテル・不動産事業』

「湘南を世界のSHONANへ」というスローガンのもと、湘南の感度の高いビーチカルチャーをベースとした、人々の暮らしにかかわる事業に注力しており、神奈川県におけるホテル運営事業の他、飲食事業、貸コンテナ事業、賃貸事業、戸建て不動産販売事業、シェアハウス事業等、複数の事業を展開しております。

(単位：百万円、%)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	2,349	2,106	△242	△10.3
セグメント利益	341	174	△166	△48.8
セグメント利益率	14.5%	8.3	△6.2ポイント	

当連結会計年度におけるホテル・不動産事業は、地震及び台風・酷暑等の天候不順の影響があったものの、国内旅行の需要の回復に伴い、堅調に推移しております。しかしながら、地政学リスクなどの外部環境の悪化により、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況を踏まえ、国内旅行需要の回復に対応するため、運営するホテルの所在市内に在住、在勤、在学の方を対象に日帰り利用が特別割引になる「市民割」の実施や運営ホテルを巡回するスタンプラリー等の新たな取組みを実施することで認知度や顧客満足度の向上に努めてまいりました。

さらに、2023年5月末まで神奈川県からの要請を受け、新型コロナウイルス感染症の軽症者の受け入れ施設として提供（一棟有償借上げ）しておりました「PARKINHOTELATSUGI」及び隣接する「TRAVELINN」を改装し、「3SHOTELATSUGI」として2024年3月15日にリブランドオープンいたしました。全263室と神奈川県県央エリアでは最大級となり、日帰り利用も可能な男女別本格フィンランド式サウナ&大浴場を新しく設置したホテルです。

コンテナ運営では、各種施策を継続的に実施したことに加え、需要が増加しているバイクコンテナ等が高い稼働率を保っていることから順調に推移しております。また、湘南エリア以外にもルームマートコンテナをオープンさせております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,106百万円（前年同期比10.3%減）、セグメント利益は174百万円（前年同期比48.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループは、4店舗の新規出店、1店舗の業態変更を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当社グループは、既存借入金の借換え資金として、資金の借入により12,438百万円の調達を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 当社グループ

区 分	2022年2月期	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	19,353	32,235	37,079	38,578
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	△354	875	3,415	2,397
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失 (△) (円)	△20.21	37.30	177.59	127.96
総資産 (百万円)	35,736	35,248	34,292	31,307
純資産 (百万円)	5,240	6,336	9,738	8,744
1株当たり純資産 (円)	△26.41	20.10	214.30	331.86

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり純資産については、純資産の部の合計額から当社が発行する普通株式と権利関係の異なるA種優先株式に係る払込金額、優先配当額を控除して算定しております。

② 当社

区 分	第26期 (2022年2月期)	第27期 (2023年2月期)	第28期 (2024年2月期)	第29期 (当事業年度) (2025年2月期)
営 業 収 益 (百万円)	959	1,606	1,836	1,904
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△934	369	143	264
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△53.22	9.36	△3.14	10.18
総 資 産 (百万円)	28,412	26,581	23,519	19,149
純 資 産 (百万円)	7,771	8,203	8,316	5,179
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	152.91	165.90	172.15	171.11

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産については、純資産の部の合計額から当社が発行する普通株式と権利関係の異なるA種優先株式に係る払込金額、優先配当額を控除して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率(持分)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ダイヤモンドダイニング	100百万円	100.0%	飲食事業（居酒屋、レストラン等の運営・企画）、アミューズメント事業（ダーツ、ビリヤード施設等の運営・企画）
株式会社DDプラス	36百万円	100.0%	酒類卸売販売、飲食店の仕入れサポート、商品開発
株式会社DDホールディングス ベンチャーキャピタル	10百万円	100.0%	ベンチャーファンドの運用
合同会社サニーサイドイン	1百万円	100.0%	収益不動産の所有及びこれらに付帯する一切の事業
Diamond Dining Singapore Pte. Ltd.	4,439千 シンガポールドル	100.0%	飲食事業（居酒屋、レストラン等の運営・企画）
湘南レーベル株式会社	100百万円	90.1%	ホテル運営事業、飲食事業、貸コ ンテナ事業、シェアハウス事業、 戸建て不動産販売事業等
湘南ファンド第1号特定目的会社	105百万円	4.8% 間接85.7%	資産流動化法に基づき作成される 資産流動化計画に従った特定資産 の取得、開発及び保有並びにその 管理及び処分に係る業務
DDHoldings Open Innovation Fund投資事業有限責任組合	431百万円	23.2% 間接 0.2%	投資事業
合同会社ホテルバンク	5百万円	間接90.1%	信託受益権の取得、保管、管理処 分等
株式会社エスエルディー (注)	48百万円	42.9%	飲食店サービス及びコンテンツ企 画サービス

(注) 株式会社エスエルディーは、当社の議決権比率が42.9%ではありますが、支配力基準の適用により連結子会社としております。

③ 持分法適用会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社MEA（注）	45百万円	30.0%	ウェディング施設等の企画・運営

（注）株式会社MEAは債務超過会社であり、債務超過の額は2025年2月28日現在441百万円となっております。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

（4）対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、外食・娯楽及び宿泊需要の回復等やコロナ禍で取組んできた経営合理化策等の効果もあり、各事業セグメントで業績は回復が見込まれます。一方で、物価上昇によりお客様の生活防衛意識が高まり、節約志向や低価格志向が強まる中で、原材料費や光熱費の高止まりに加え、人件費や物流費、資材コスト等の上昇要因もあり、経営課題への迅速な対応が求められる状況となっております。また、国内では少子高齢化の進行やコロナ禍をきっかけとした行動変容の加速、デジタル技術の急速な進捗など大きな変革が起きており、当社グループが属する事業セグメントは淘汰の時代に入っていくことが考えられます。

このような事業環境の下、当社グループが保有する各ブランドでの商品やサービスの付加価値の提案や、事業環境の変化に適応するための「グループ経営力の強化」「LTVの最大化」を実施いたします。当社グループが将来に亘って成果を続け、経営ビジョン『創造的であり革新的である「ブランドカンパニー」へ』の実現のため、以下の課題に積極的に取り組み、複数の事業軸をもって持続的な成長・中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

① 人材採用と教育

安定した社員・パートナー（パート、アルバイト）採用が可能となるよう、採用市場の変化に柔軟に対応し人材確保に努めてまいります。また、賃上げや教育を含む人的資本へ投資し、人材の確保を図り、品質向上・サービス向上に取り組んでまいります。また、採用した従業員の早期戦力化を目指すとともに、次世代を担う幹部社員育成にも取り組んでまいります。

② 既存事業の高収益体質化

個人消費の伸びは鈍化するものの、高い質上げ率等を背景に良好な所得環境であるため、個人消費は堅調に推移し、引き続き正常化した事業環境が続くことが見込まれる中、自助努力としてのコスト削減、原価低減を継続的にを行い、高収益体質の確立に努めてまいります。高付加価値のメニュー改革及び店舗DXによるオペレーション改善の実施、店舗人件費、販売促進費、本部経費のコスト削減を継続的に実行してまいります。

③ 新規収益ブランドの開発

お客様の嗜好は多様化し、「コト消費」「非日常性」の需要が高まる中、当社グループのブランド開発の強みを活かした高付加価値商品の開発を行います。また、お客様の流行りのサイクルが短くなる中、新ライフスタイルに適合したブランドを継続的に開発できる社内体制を構築してまいります。

④ サステナビリティへの取り組み

当社グループは、掲げている経営ビジョン『創造的であり革新的である「ブランドカンパニー」』への実現を目指し、環境・社会課題の解決に向けた企業活動に取り組むことで持続可能な社会づくりに貢献しつつ、持続的な成長・中長期的な企業価値向上を実現することを基本方針としております。

飲食・アミューズメント事業、ホテル・不動産事業を通じ、さまざまなブランドを通じてお客様へサービス提供を行う当社グループは、環境・社会課題の解決に向けた企業活動に取り組み持続可能な社会づくりに貢献するため、さまざまな取り組みを行っております。

なお、当該取り組みに関しては、社会環境や戦略の変化により、見直しも適宜実施いたします。

⑤ お客様、お取引先様、従業員の安全確保について

当社グループは、店舗の衛生管理、品質管理について外部検査機関やグループ内部監査部による店舗衛生監査を実施し、衛生管理及び品質管理の更なる強化に努めてまいります。また、本社及び店舗全従業員の健康管理に努め、お客様、お取引先様に安心・安全にご利用いただき、また従業員の安全確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な営業所 (2025年2月28日現在)

社名、住所		店舗数
	株式会社DDグループ 本 社 東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル18階	—
	株式会社ダイヤモンドダイニング 本 社 東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル18階	281店舗
	株式会社エスエルディー 本 社 東京都港区芝四丁目1番23号	29店舗
	湘南レーベル株式会社 本 社 神奈川県藤沢市片瀬海岸一丁目13番18号	5棟 (ホテル)

(6) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数
飲 食 ・ ア ミ ュ ー ズ メ ン ト 事 業	1,084名 [5,371名]
ホ テ ル ・ 不 動 産 事 業	79名 [141名]
全 社 (共 通)	71名 [40名]
合 計	1,234名 [5,552名]

- (注) 1. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に店舗以外に所属しているものとあります。
2. 従業員数は就業人員であります。
3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
71名 [40名]	43.5歳	9.6年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3. 当社の従業員数には、連結子会社に従業員を出向させた人員は含みません。

(7) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

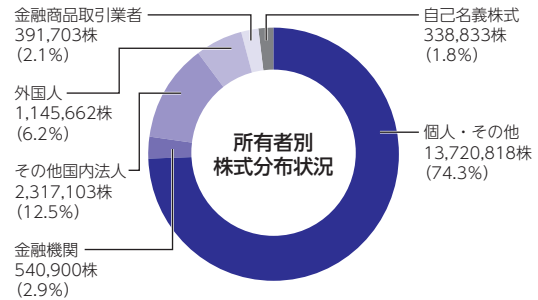
借入先	借入金残高
シンジケートローン (注)	12,438百万円
株式会社静岡銀行	2,059百万円
株式会社横浜銀行	1,095百万円
株式会社三井住友銀行	580百万円
株式会社三菱UFJ銀行	290百万円

- (注) 株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするその他7行からの協調融資によるものであります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年2月28日現在)

① 発行可能株式総数	
普通株式	31,285,000株
A種優先株式	50,000株
② 発行済株式の数	
普通株式	18,455,019株
(自己株式数)	338,833株
A種優先株式	20,000株



③ 当事業年度末の株主数	
普通株式	37,595名 (前期末比 573名減)
A種優先株式	1名 (前期末比 増減なし)

④ 大株主

ア. 普通株式 (上位10名)

株主名	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
松村厚久	4,998,403	27.56
株式会社松村屋	1,488,000	8.20
アサヒビール株式会社	690,000	3.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	313,800	1.73
MORGAN STANLEY & CO. LLC	274,007	1.51
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	226,800	1.25
MSCO CUSTOMER SECURITIES	145,600	0.80
野村證券株式会社	125,807	0.69
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	106,500	0.59
J P モルガン証券株式会社	91,607	0.51

(注) 持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式338,833株を除き、小数点第3位を四捨五入しており、A種優先株式数が含まれております。

イ. A種優先株式

株主名	所有株式数（株）	持株比率（％）
DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 DBJ飲食・宿泊サポート株式会社 代表取締役 松木 大	20,000	0.11

（注）持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式338,833株を除き、小数点第3位を四捨五入しており、普通株式数が含まれております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株式数（株）	交付対象者（名）
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	12,299	7
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	—	—
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	—	—

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

（2）新株予約権等の状況（2025年2月28日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年2月28日現在）

会社における 地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	松 村 厚 久	グループCEO 株式会社ダイヤモンドダイニング 代表取締役 株式会社DDホールディングスベンチャーキャピタル 代表取締役 湘南レーベル株式会社 取締役
専 務 取 締 役	斉 藤 征 晃	グループ経営管理本部長 株式会社DDホールディングスベンチャーキャピタル 取締役 株式会社DDプラス 取締役 湘南レーベル株式会社 取締役 株式会社MEA 取締役
常 務 取 締 役	樋 口 康 弘	株式会社DDホールディングスベンチャーキャピタル 取締役
常 務 取 締 役	矢 口 健 一	株式会社ダイヤモンドダイニング 取締役
常 務 取 締 役	青 木 俊 之	社長室長 湘南レーベル株式会社 取締役
常 務 取 締 役	池 田 航 平	グループ営業開発推進室長
取 締 役 社外	山 野 幹 夫	株式会社ヤマノビューティメイトグループ 代表取締役 琥珀バイオテクノロジー株式会社 代表取締役
取 締 役 (常勤監査等委員) 社外	西 村 康 裕	
取 締 役 (監査等委員) 社外	齋 藤 哲 男	株式会社ワークツー 代表取締役
取 締 役 (監査等委員) 社外	石 田 茂 之	

- (注) 1. 取締役4名 山野幹夫氏、西村康裕氏、齋藤哲男氏、石田茂之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役 山野幹夫氏、取締役 西村康裕氏、取締役 齋藤哲男氏、取締役 石田茂之氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 取締役（監査等委員）西村康裕氏は金融機関での長年の業務経験を通じて培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の設置・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び経営会議等重要な会議への出席並びに内部監査部門等と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、常勤監査等委員を選定することとし、監査等委員会の決議により、西村康裕氏が常勤監査等委員に選定されております。
5. 鹿中一志氏は、2025年2月28日をもって辞任により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第29条の規定に基づき取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結しております。これらの責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、金1,800万円以上又は法令が定める額のいずれか高い額を限度とするものであります。

③ 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び会社法上の子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。すべての被保険者において、その保険料を全額会社が負担しております。その地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等を補償しております。ただし、被保険者が法令違反認識免責等に該当した場合、上記保険契約により補填されません。

④ 取締役の報酬等の額

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に関する事項

（ア）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2024年4月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会の決議に際しては、決議の内容について予め指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されている

ことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会において監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

(イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

A. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、業績及び企業価値の向上と連動した報酬体系であるとともに、優秀な人材の確保・維持に相応しい水準・構成とすることを基本方針とする。

また、個々の報酬の決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な水準とする。

B. 報酬の構成に関する方針

(a) 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）

固定報酬としての基本報酬、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度の3種類の報酬構成とする。基本報酬と株式報酬の割合は85：15を基本とする。

・ a. 基本報酬

業績に連動しない固定制の高い金銭報酬とする。

・ b. 業績連動賞与（金銭報酬）

取締役への業績連動賞与の支給は行わない。

・ c. 株式報酬

当社の株式報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意識を高めるために取締役に対し交付する「譲渡制限付株式報酬」と当社取締役会が定める期間中の業績指標（連結売上高、連結経常利益、TSR（株主総利回り））を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該評価指標の達成度等に応じて算定する数の株式を交付する「業績連動型株式報酬」の2つで構成する。なお、当事業年度の業績指標の実績につきましては、連結売上高38,578百万円、連結経常利益3,581百万円、TSRは105.1%であります。

(b) 監査等委員である取締役及び社外取締役

その職務内容に鑑み、原則として固定報酬としての基本報酬のみで構成する。

C. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

(a) 基本報酬

取締役の基本報酬の額は、株主総会で決議された報酬等総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、管掌範囲、在籍年数、当社の経営環境、世間一般及びベンチマーク企業の役員報酬水準等を総合的に勘案の上、その支給額を決定する。

(b) 業績連動賞与（金銭報酬）

取締役への業績連動賞与の支給は行わない。

(c) 株式報酬

当社の取締役の株式報酬の額及び交付株式数は、株主総会で決議された報酬等総額の範囲内において、各取締役の基本報酬の額を参照し、基本報酬と株式報酬の割合が 85：15 となる額を基礎として、各取締役の役位、職責、管掌範囲、在籍年数、当社の経営環境、世間一般及びベンチマーク企業の役員報酬水準等を総合的に勘案の上、その金銭報酬債権の支給額及び株式数を決定する。

なお、譲渡制限付株式報酬と業績連動型株式報酬の割合は 40：60 を基本とする。

D. 報酬の額の確定及び支払時期に関する方針

(a) 基本報酬

取締役の基本報酬は、各年における株主総会の開催日から 1 ヶ月以内に開催される取締役会において金額を決定する。その確定した額を 12 で除した額について、毎月 25 日に本人の指定する銀行口座に振り込む。なお、当日が金融機関の休業日である場合は、その前営業日に繰り上げる。

(b) 業績連動賞与（金銭報酬）

取締役への業績連動賞与の支給は行わない。

(c) 株式報酬

取締役の株式報酬は、各年における株主総会の開催日から 1 ヶ月以内に開催される取締役会において株式交付のために支給する金銭報酬債権の額及び交付株式数を決定する。株式の交付日については、当該取締役会において都度定めることとし、当社が指定する所定の手続きを経た上で、本人の指定する証券口座に交付する。

(ウ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の決定に係る委任に関する事項

個人別の基本報酬及び株式報酬の額については、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会決議に基づき、代表取締役社長である松村厚久がその具体的内容について委任をうけるものとしております。なお、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額及び株式報酬とし、取締役の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲において決定しております。

これらの決定権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

なお、当社取締役会は、決定権限の委任にあたり、指名・報酬委員会が当該決定に係る個人別の報酬案が役員報酬に関する社内基準に基づいていることを確認していることから、その内容が決定方針に沿ったものであると判断しております。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動型 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	239 (5)	220 (5)	7 (-)	10 (-)	8名 (1名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	21 (21)	21 (21)	- (-)	- (-)	3名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	260 (27)	242 (27)	7 (-)	10 (-)	11名 (4名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上表には2025年2月28日付で辞任した取締役1名へ支給した報酬等を含んでおります。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬総額は、2023年5月26日開催の第27回定時株主総会において、年額500百万円以内(内、社外取締役年額40百万円以内)と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は8名(うち社外取締役1名)です。
4. 金銭報酬等とは別枠で、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、譲渡制限付株式報酬制度の金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内、これにより交付される総数は普通株式60,000株以内、業績連動型株式報酬制度の金銭報酬債権の総額を、当社の取締役会において1年を下回らない範囲で設定する各評価期間につき120百万円以内、これにより交付される総数は普通株式120,000株以内と、2024年5月29日開催の第28回定時株主総会において決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(社外取締役を除く。)です。
5. 上記の業績連動型株式報酬の額は、株式報酬の支払額が未確定であるため、当事業年度に費用計上した金額の7百万円を記載しております。
6. 上記の譲渡制限付株式報酬の額は、当社の取締役(社外取締役を除く。)7名に付与した譲渡制限付株式報酬の割当てに関して、当事業年度に費用計上した金額の10百万円を記載しております。
7. 監査等委員である取締役の報酬総額は、2023年5月26日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
8. 期末現在の人員は、取締役10名(監査等委員である取締役を含む。)であります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

区 分	重要な兼職の状況及び当社との関係
取締役 山野 幹 夫	株式会社ヤマノビューティメイトグループ 代表取締役 琥珀バイオテクノロジー株式会社 代表取締役 上記各兼務先と当社の上に重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員) 齋 藤 哲 男	株式会社ワークツー 代表取締役 上記兼務先と当社の上に重要な取引その他の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	取締役会等出席状況	主な活動状況
取締役 山野 幹 夫	取締役会 15回／15回	企業経営者としての豊富な経験・人脈と幅広い知識を有しており、その広い人脈と異業種ならではの新たな視点を活かした当社グループ経営力の強化への高い見識によって、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 西 村 康 裕	取締役会 15回／15回 監査等委員会 15回／15回	必要に応じ、銀行等における豊富な経験、取り分け審査・監査に関する高度な見識によって、適宜取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 齋 藤 哲 男	取締役会 15回／15回 監査等委員会 15回／15回	必要に応じ、株式会社東京証券取引所勤務経験に基づく上場会社運営に関する見識によって、適宜取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 石 田 茂 之	取締役会 15回／15回 監査等委員会 15回／15回	必要に応じ、海外事業を含めた豊富な企業経営の知識と経験、また、上場企業における監査役としての経験によって、適宜取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、豊富な経験と高い見識に基づき、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 会計監査人の選定方法と理由

当社は監査等委員会で定めた会計監査人の評価基準に照らし、監査実績、品質管理、独立性、監査の実施体制、報酬見積額等を総合的に勘案して、会計監査人を選定しております。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」をもとに、前事業年度の監査実績の分析・評価及び監査計画と実績との対比を踏まえた当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画と報酬額の見積りとの妥当性を検討した結果、上表の会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヵ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関する「内部統制システムに関する基本方針」を以下のとおり制定しております。

なお、当社は2023年5月26日付で、監査等委員会設置会社に移行いたしました。それに伴い、「内部統制システムに関する基本方針」の内容の一部改定を、同日開催の取締役会において決議しております。

また、上場子会社に対しては、その上場会社としての資質に配慮し適切に運用してまいります。

① 当社並びに子会社の取締役及び従業員の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、グループの経営理念及び行動規範に基づき、法令・定款の遵守はもとより、不正や反社会的な企業行動をとらないという姿勢を堅持し、あくまでも社会の公器としてふさわしい公正な企業間競争に徹する。
- ロ. 当社は、持株会社として、グループ全体の内部統制システムの整備、運用、定着、維持、改善、グループ全体の経営戦略の策定、グループ内監査の実施、子会社に対するモニタリング、資金の一括調達などを通じてグループ経営を推進し、コーポレート・ガバナンスを強化する。
- ハ. 当社は、「内部者取引管理規程」に基づき、ディスクロージャーの迅速性、正確性、公平性を図るとともに、株主・投資家等に対する説明責任を継続的に果たし、企業活動の透明性を高める。
- ニ. 当社は、グループ内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部統制システムに関する監査を実施する。
- ホ. 当社は、「内部通報規程」に基づき、法令及び企業倫理に違反する行為についての通報や相談に応じるため、通報者を保護するグループの内部通報制度を設け、違反行為の早期発見と是正及び再発防止に努めるとともにコンプライアンスを徹底する。
- ヘ. 当社の監査等委員は、その独立した立場から、コンプライアンス推進体制の整備、内部通報制度の運用状況、インサイダー取引の未然防止等を含め、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役等の職務執行を監査する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、関係規程及び法令に基づき、各部門が適切に整理、保管、廃棄を管理する。
- ロ. グループ内部監査部門は、「文書管理規程」に定める当社の文書保管責任者と連携のう

え、文書等の保管及び管理状況を監査する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ. 子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社との間で合意した「関係会社管理規程」又は「海外関係会社管理規程」に基づき、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、当社の各種会議体への付議事項を定めた規程に基づき、当社の取締役会等において審議する。
- ロ. 当社は、取締役会議事録、回議書その他職務の執行に係る情報を関係規程及び法令に基づき適切に記録、整理、保管、廃棄する。
- ハ. 当社は、「経営会議規程」「稟議規程」その他の当社グループに係る規程に基づき、子会社の取締役及び従業員の職務の執行に係る事項の報告を受ける。
- ニ. 当社の取締役及び監査等委員は、その職務執行の必要に応じて、文書（電磁的な情報を含む。以下、本項においては同じ。）を直接閲覧・謄写することができることとし、当社の取締役及び監査等委員から要求があるときは、当社の文書保管責任者はその閲覧・謄写の請求に速やかに応じて、文書を提出し、閲覧に供する。

④ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 予算制度等により資金を適切に管理するとともに、稟議制度等により所定の権限及び責任に基づいて業務及び予算の執行を行う。重要案件については、当社及び子会社の取締役会や各種会議体への付議基準を定めた規程に基づき、適切に付議する。
- ロ. 当社及び子会社における損失の危険の管理については、「危機管理規程」に基づき、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役等を中心として、当社及び子会社の各部門において、危機事案に対する監視・把握を継続的に行い、常時意識を高めることにより、危機管理体制の充実を図る。
- ハ. 当社及び子会社は、「リスクマネジメントの基本方針」に準拠した「危機管理規程」「経営会議規程」に基づき、経営会議内に危機管理部会を置き、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役等への危機事案の管理状況の報告・検討を継続的に行い、潜在する危機事案に対する情報の抽出と評価を実施することにより、予め危機事案の回避に努めるとともに、危機事案の発生時の対応等を定める。
- ニ. 当社及び子会社は、社内外で想定される将来の危機事案を分析・整理し、当社及び子会社の各部門において、対策を事前に講じることにより、危機管理体制の更なる強化を図る。
- ホ. 当社及び子会社は、「非常災害対策本部要綱」により、地震、津波、台風その他大規模な天災地変、戦災、暴動、その他会社の事業継続に重大な影響を及ぼす又は及ぼす恐れのある事態が生じた際の損失拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急時対応の体制を整備するとともに、復旧策、再発防止策を講じる。

- ⑤ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社及び子会社の取締役会は、法令及び「取締役会規程」で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督する。
 - ロ. 当社及び子会社は、執行役員制度を採用し、業務執行の権限及び責任を大幅に委譲することにより、取締役会は業務執行の監督を主とする。執行と監督の分離により、効率的な業務執行と監督機能の強化を図る。
 - ハ. 当社及び子会社は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の社内規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 原則として、当社の取締役及び従業員が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監督できる体制とする。また、当社は子会社の内部統制に関する部門を設置し、子会社との内部統制に関する協議、情報の共有化、指導、助言の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。なお、子会社に対しては、当社のグループ内部監査部門及び監査等委員会が直接監査を実施できる体制とし、当社及び子会社の代表取締役は直接報告される体制とする。
 - ロ. 当社及び子会社間取引においては、「関係会社管理規程」「海外関係会社管理規程」「業務分掌規程」、法令及びその他の社会規範に則り適切に行う。
 - ハ. 当社及び子会社は、当社グループの経営方針に基づき、方針と施策につき綿密な協議を行い、互いに合意した経営計画に沿った企業経営を行う。また、当社は子会社の業務執行状況を適宜検討し、「関係会社管理規程」又は「海外関係会社管理規程」に基づく合議・承認事項については、適切な対応を行う。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、当該取締役及び従業員の当社の他の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する体制
 - イ. 当社は、グループ内部監査部門を設置し、監査等委員と定期的に連絡会議を開催するなど、監査等委員会の監査が一層効果的かつ効率的に実施できる体制を整備する。
 - ロ. 当社は、監査等委員会からの要請があった場合に専門スタッフを置くこととし、その人事等については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役が協議のうえ決定する。また、職務の遂行等については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に留意する。
- ⑧ 当社の監査等委員会への報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 当社の取締役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員（これらの者から報告を受けた

者を含む。以下、本項においては同じ。)は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。

- ロ. 当社の取締役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員は、当社の監査等委員会が選定する監査等委員（以下「選定監査等委員」という。）の要請に応じて業務の執行状況を報告する。
- ハ. 当社の選定監査等委員は、職務の遂行に必要な情報について、当社の取締役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員に対して、常時直接説明を求めることができる。
- ニ. 当社グループの内部通報制度とその窓口の適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス推進体制の実効性を損なう問題について、当社の監査等委員会への迅速かつ適切な報告体制を確保する。
- ホ. 上記イ. 及びロ. の報告並びにハ. の説明をした者に対しては、当該報告又は説明を理由として、いかなる不利な取扱いもしてはならないことに留意する。また、当社グループの内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、当社及び子会社の代表取締役と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、当社の監査等委員会監査及び子会社の監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換し、代表取締役との相互認識を高めることに努める。また、当社の監査等委員は、当社並びに子会社の取締役会及び経営会議の他、意思決定の過程、執行状況の把握のために適宜部会等の会議に出席することができる。加えて、必要に応じて会計監査人、グループ内部監査部門と相互に緊密に連携する体制を確保し、さらに当社の監査等委員会が顧問弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他外部の有識者を活用することができる体制も整える。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 代表取締役は、連結財務諸表を構成する当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するために、取締役会が定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき財務報告に係る内部統制を整備、運用、評価し、その状況を定期的に報告するとともに、内部統制報告書を提出する。
- ロ. グループ内部監査部門は、内部統制評価を通じ、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況（不備及び不備の改善状況を含む。）を把握、評価し、それを代表取締役及び監査等委員会に報告する。
- ハ. 監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監督する。また、会計監査人の行う会計監査の方法と結果の相当

性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

- ⑪ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に関する体制
当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、当社の監査等委員から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 当社及び子会社は、反社会的勢力との一切の関係を排除し、これら反社会的勢力からの不当要求に対しては、法的対応を含め毅然とした対応を行い、当社並びに子会社の役員及び従業員に対してその徹底を図る。
 - ロ. 反社会的勢力との関係を遮断するため、取引契約に「反社会的勢力排除条項」を定め、相手が反社会的勢力であることが判明した場合には、関係を速やかに解消する取り組みを行う。
 - ハ. 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部署は人事総務部門とし、当社並びに子会社の役員及び執行役員を中心として、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催することで、法令及び社内規程に従った重要な業務執行を決議によって決定し、各取締役の業務執行の状況に関する詳細な報告を受けることにより、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるように努めました。また、「取締役会規程」「経営会議規程」に基づき、取締役会の専決事項を除く経営上の重要事項については経営会議において決議を行い、意思決定の迅速化と効率性の向上を図りました。

2. コンプライアンス体制

当社は、「コンプライアンス規程」及び「経営会議規程」に基づき、「コンプライアンス部会」において、社内のコンプライアンス遵守の状況を定期的に確認し、経営会議で報告することにより、未然の防止、早期の発見及び解決、再発防止を継続的に図るとともに、専門家を招いてのインサイダー取引についての研修をするなど、コンプライアンス教育として法令の遵守に関する研修を実施することにより、役員及び従業員へのコンプライアンス意識の浸透、定着及び向上を図りました。

また、当社は「内部通報規程」に基づき、法令及び企業倫理に違反する行為についての通報や相談に応じるため、通報者を保護するグループの内部通報制度を設け、違反行為の早期発見と是正及び再発防止に努めるとともにコンプライアンスを徹底しております。なお、通報のあった事項については、迅速かつ適切な対応と監査等委員会への定期的な報告を行いました。

3. インサイダー情報管理体制の強化

当社は、インサイダー情報管理等の強化の観点を踏まえ、インサイダー情報管理に関する「内部者取引管理規程」に基づき、「コンプライアンス部会」での「事業運営のリスク」において、インサイダー情報の不適切な取り扱いによる抵触事案の発生防止と発生時の報告体制、役員及び従業員に対する継続的な教育の実施を確認するとともに、インサイダー情報に接する可能性の高い管理部門の従業員から「秘密保持に関する誓約書」を取得し、インサイダー情報管理体制の強化を継続しました。

4. 危機管理体制

当社は、「危機管理規程」及び「経営会議規程」に基づき、「危機管理部会」において、監視及び把握すべき危機事案に対する管理状況を定期的に確認し、経営会議で報告することにより、未然防止、早期の発見及び解決、再発防止を継続的に図りました。また、災害発生時の対応について、従業員に対する安否確認の訓練を定期的の実施し、周知徹底を図りました。

5. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めに基づく各種規程にて保存期間を設定し、情報の適切な保存及び保管を行いました。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営管理は、「業務分掌規程」及び「関係会社管理規程」並びに「海外関係会社管理規程」に基づき、当社の管理部門が子会社の経営管理体制を整備及び統括するとともに、当社の取締役及び従業員を子会社の取締役若しくは監査役へ派遣し、子会社における業務の適正性を監督しました。また、グループ内部監査部による子会社への内部監査を実施し、業務の適正性を確保しました。

7. 当社の監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理

当社は、当社の監査等委員の職務遂行について生ずる費用の前払い又は償還について、所定の手続きに従い、適切な運用を行いました。

8. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」等に従い、取締役会、経営会議その他重要会議に出席し、稟議案件の審議、重要情報及び問題点の報告を受けた上で、経營業績の分析、対策及び評価を検討することにより、職務遂行を監督並びに法令及び定款等への適合性を確保し、監査の実効性の向上を図りました。

また、会計監査人、グループ内部監査部など内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を行い、内部統制システム全般をモニタリングすることにより、効率的な運用についての助言を行うとともに監査の実効性の向上を図りました。

9. 反社会的勢力排除の体制

新規取引先に対しては、反社会的勢力への該当の有無を事前に調査し、継続取引先に対しても同様の調査を年1回実施しましたが、当事業年度においては反社会的勢力に該当する取引先は確認されませんでした。また、取引契約では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる「反社会的勢力排除条項」を明記するとともに、役員及び従業員の入社時には反社会的勢力との関わりを持たない旨の「誓約書」を提出することにより、反社会的勢力の排除に向けた体制の実効性の向上とその徹底を図りました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上と、経営体質強化のために必要な内部留保の確保を総合的に勘案した上で、株主の皆様に適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当事業年度の配当につきましては、財務状況を勘案し、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、業績の回復に全社をあげて対処し、早期に復配できますよう努力いたしますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

なお、A種優先株式につきましては、定款の定めにもとづき、優先配当いたします。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流動資産		11,311	流動負債		6,500
現金及び預金		7,382	買掛金		727
信託預金		97	1年内返済予定の長期借入金		3,088
売掛金		1,091	未払金		643
預け金		275	未払費用		1,193
販売用不動産		766	未払法人税等		50
原材料及び貯蔵品		36	株主優待引当金		88
前払費用		227	資産除去債務		81
未収入金		593	その他		627
その他		77	固定負債		16,062
固定資産		19,996	社長期借入金		100
有形固定資産		10,096	リース負債		13,346
建物		3,981	資産除去債務		49
車両運搬具		1	長期前受収益		1,727
工具、器具及び備品		378	株式報酬引当金		22
土地		521	繰延税金負債		7
信託建物		3,083	その他		767
信託土地		1,948			41
リース資産		57	負債合計		22,562
建設仮勘定		123	純資産の部		
無形固定資産		2,439	株主資本		7,935
のれん		2,401	資本		40
商標		0	資本剰余金		4,686
ソフトウェア		31	利益剰余金		3,280
その他		6	自己株式		△72
投資その他の資産		7,460	その他の包括利益累計額		156
投資有価証券		1,424	その他有価証券評価差額金		156
長期前払証券		99	新株予約権		1
差入保証金		4,155	非支配株主持分		651
繰延税金資産		1,686	純資産合計		8,744
その他		95	負債・純資産合計		31,307
資産合計		31,307			

(注) 記載金額はいずれも、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2024 年 3 月 1 日から
2025 年 2 月 28 日まで)

[illegible]

— 46 —

連結株主資本等変動計算書

(2024年 3 月 1 日から)
(2025年 2 月 28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100	7,733	1,083	△72	8,845
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	7	7			15
減 資	△67	67			－
剰 余 金 の 配 当			△200		△200
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,397		2,397
自 己 株 式 の 取 得				△3,122	△3,122
自 己 株 の 消 却		△3,122		3,122	－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	△60	△3,046	2,196	△0	△910
当 期 末 残 高	40	4,686	3,280	△72	7,935

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新株予約権	非 株 主 持 分	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	そ の 他 の 利 益 包 括 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	234	234	1	658	9,738
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行					15
減 資					－
剰 余 金 の 配 当					△200
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,397
自 己 株 式 の 取 得					△3,122
自 己 株 式 の 消 却					－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△77	△77	－	△6	△83
連結会計年度中の変動額合計	△77	△77	－	△6	△993
当 期 末 残 高	156	156	1	651	8,744

(注) 記載金額はいずれも、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	10社
・主要な連結子会社の名称	株式会社ダイヤモンドダイニング 株式会社エスエルディー 湘南レーベル株式会社

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の数	1社
・非連結子会社の名称	Diamond Dining Singapore Pte.Ltd.
・連結の範囲から除いた理由	Diamond Dining Singapore Pte.Ltd.は小規模会社であることから、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用した関連会社

・関連会社の名称	株式会社MEA
----------	---------

③ 持分法を適用しない非連結子会社

- ・非連結子会社の名称 Diamond Dining Singapore Pte.Ltd.
- ・持分法を適用しない理由 非連結子会社は、親会社株主に帰属する当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

④ 持分法を適用しない関連会社

- ・関連会社の名称 株式会社土佐社中
- ・持分法を適用しない理由 関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

湘南ファンド第1号特定目的会社の当期の決算日は2024年9月30日、合同会社ホテルバンクの当期の決算日は2024年3月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、湘南ファンド第1号特定目的会社、合同会社ホテルバンクについては連結決算日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

商品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く)
- 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。
ただし1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 2～34年
工具、器具及び備品 2～20年
- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)
- 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- ハ. リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ニ. 長期前払費用
- 定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 株主優待引当金
- 株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。
- ハ. 株式報酬引当金
- 株式報酬規程に基づく取締役(社外取締役を除く)に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

イ. 飲食・アミューズメント事業

飲食店におけるサービスの提供による収益は、店舗において顧客からの注文に応じて、飲食サービスを提供した時点で収益を認識しております。アミューズメント施設の運営については、顧客がプレーした時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。コンテンツ企画サービスの一部であるプロデュースは、顧客との受託業務契約に基づいて、店舗の運営業務を提供する履行義務を負っております。当該受託業務契約は、一定期間の履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足度に依拠して収益を認識しております。

ロ. ホテル・不動産事業

ホテル・不動産事業については、主に宿泊約款に基づき、ホテルの宿泊利用サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務はサービスを提供した時点で充足されるものであり、完了時点におい

て収益を認識しております。宿泊代金については、主に宿泊客のチェックアウト時に支払いを受けております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれん及びのれん相当額の償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法で処理しております。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生ずる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度
飲食・アミューズメント売上	35,438
コンテンツ売上	1,033
ホテル・不動産売上	1,802
顧客との契約から生じる収益	38,274
その他の収益	303
外部顧客への売上	38,578

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 顧客との契約から生じた債権等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,064
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,091

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
店舗等に係る固定資産	12,466
全社に係る固定資産	68
減損損失	157

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、主に各店舗等を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆候がある店舗等について、割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は店舗等の使用価値により測定され、使用価値がマイナスとなった場合には回収可能価額を零として算出しております。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

店舗等の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された予算に基づき算定しております。翌期の予算については、当連結会計年度の実績を踏まえ、高収益体質の確立に向け実施する各種施策の効果が継続するという仮定を置いております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りに用いた主要な仮定に変更が生じた場合、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があり、翌連結会計年度において新たに減損の兆候が識別され、減損損失を計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	1,686

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める会社分類に基づき、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、当連結会計年度における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、取締役会で承認された予算に基づき、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り算定しています。翌期の予算については、当連結会計年度の実績を踏まえ、高収益体質の確立に向け実施する各種施策の効果が継続するという仮定を置いております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りに用いた主要な仮定に変更が生じた場合、課税所得の実績が見積金額と乖離する可能性があり、翌連結会計年度において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) のれんの減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
のれん	2,401

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、戦略的施策の一環として、国内をベースに買収・出資等を実施しており、これらの企業結合取引により生じた対象会社の超過収益力を、のれんとして連結貸借対照表に計上しております。のれんの減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定は、対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候があると識別された対象会社については、残存償却期間に対応した対象会社から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんの帳簿価額とを比較し、前者が後者を下回る場合には、のれんの減損損失を計上しております。

ロ、当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された予算に基づき算定しております。翌期の予算については、当連結会計年度の実績を踏まえ、高収益体質の確立に向け実施する各種施策の効果が継続するという仮定を置いております。

ハ、翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りに用いた主要な仮定に変更が生じた場合、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があり、翌連結会計年度において新たに減損の兆候が識別され、減損損失を計上する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

金融機関からの借入金の担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

① 担保に供している資産

現金及び預金	102百万円
土地・建物	672百万円
	848百万円
計	1,622百万円

② 上記に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	845百万円
長期借入金	5,774百万円
計	6,619百万円
(うちノンリコースローン)	(1,959百万円)

(注) 上記のほか、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の担保として当社が保有する連結子会社株式及び優先出資持分を差し入れております。

また、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の担保として連結子会社が保有する信託受益権、優先出資持分及び匿名組合出資持分を差し入れております。（うちノンリコースローンに対応する担保は、連結子会社が保有する信託受益権です。）

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	△12,345百万円
---------	------------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末の株式数
普 通 株 式	18,442,720株	12,299株	－株	18,455,019株
A 種 優 先 株 式	50,000株	－株	30,000株	20,000株

(注) 1.普通株式の増加12,299株は、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。

2.A種優先株式の減少30,000株は、A種優先株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末の株式数
普 通 株 式	338,784株	49株	－株	338,833株
A 種 優 先 株 式	－株	30,000株	30,000株	－株

(注) 1.普通株式の自己株式の増加49株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2.A種優先株式の増加30,000株は買取によるものであり、減少30,000株は、消却によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

- ・株式の種類 A種優先株式
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 200百万円
- ・1株当たり配当額 4,000円00銭
- ・基準日 2024年2月29日
- ・効力発生日 2024年5月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 2025年4月14日開催の取締役会において、次のとおり決議を致しました。

- ・株式の種類 A種優先株式
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 80百万円
- ・1株当たり配当額 4,000円00銭
- ・基準日 2025年2月28日
- ・効力発生日 2025年5月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安全性の高い短期的な預金等に限定して運用しております。また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び社債等により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに回収期日及び残高を管理することにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に取引先の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金・未払金及び未払費用は、1年以内の支払い期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成、更新するなどの方法により管理しております。

借入金及び社債の使途は運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的としたものであり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。((注2) 参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	935	935	—
(2) 差入保証金	4,155	4,030	△125
資産計	5,091	4,966	△125
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	16,434	16,446	12
(2) リース債務 (1年内返済予定のリース債務含む)	66	65	△1
(3) 社債	100	100	0
負債計	16,601	16,612	10

(注1) 現金及び預金、信託預金、売掛金、前払費用、未収入金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度末 (2025年2月28日現在)
非上場株式(※)	488

(※) 市場価格がない株式等には、非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度(2025年2月28日)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	935	－	－	935
資産計	935	－	－	935

- ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2025年2月28日)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	4,030	－	4,030
資産計	－	4,030	－	4,030
長期借入金	－	16,446	－	16,446
リース債務	－	65	－	65
社債	－	100	－	100
負債計	－	16,612	－	16,612

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価として分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、賃貸借契約の終了期間を考慮した保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 331円86銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 127円96銭 |

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,620	流 動 負 債	3,806
現 金 及 び 預 金	4,284	1年内返済予定の長期借入金	2,320
売 掛 金	40	1年内返済予定の関係会社長期借入金	70
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7	未 払 金	123
前 払 費 用	92	未 払 費 用	818
関係会社短期貸付金	4,187	未 払 法 人 税 等	5
未 収 入 金	120	未 払 消 費 税 等	11
そ の 他	2	預 り 金	55
貸 倒 引 当 金	△115	株 主 優 待 引 当 金	394
		そ の 他	6
固 定 資 産	10,528	固 定 負 債	10,162
有 形 固 定 資 産	56	長 期 借 入 金	10,118
建 物	44	資 産 除 去 債 務 金	36
工 具、器 具 及 び 備 品	12	株 式 報 酬 引 当 金	7
無 形 固 定 資 産	12	負 債 合 計	13,969
商 標 権	0	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	12	株 主 資 本	5,056
電 話 加 入 権	0	資 本 金	40
投 資 そ の 他 の 資 産	10,459	資 本 剰 余 金	4,708
投 資 有 価 証 券	861	資 本 準 備 金	32
関 係 会 社 株 式	7,150	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,676
関 係 会 社 出 資 金	1,803	利 益 剰 余 金	380
長 期 前 払 費 用	15	そ の 他 利 益 剰 余 金	380
差 入 保 証 金	99	別 途 積 立 金	0
繰 延 税 金 資 産	444	繰 越 利 益 剰 余 金	379
そ の 他	85	自 己 株 式	△72
資 産 合 計	19,149	評 価 ・ 換 算 差 額 等	122
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	122
		純 資 産 合 計	5,179
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,149

(注) 記載金額はいずれも、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 3 月 1 日から)
(2025年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

科 目						金 額
営 業 収 益						1,904
営 業 費 用						1,662
営 業 外 収 益						241
受 取 の 利 息					66	
営 業 外 費 用					25	92
支 払 利 息					109	
支 払 手 数 料					115	
支 払 保 証 料					2	
そ の 他 の 利 益					4	231
特 別 利 益						102
特 別 損 失						—
固 定 資 産 除 却 損					0	0
税 引 前 当 期 純 利 益						102
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税					3	
法 人 税 等 調 整 額					△165	△162
当 期 純 利 益						264

(注) 記載金額はいずれも、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計
					別 立 途 金	繰 越 利 益 金	合 計
当 期 首 残 高	100	25	7,730	7,755	0	315	316
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	7	7		7			
減 資	△67		67	67			
剰 余 金 の 配 当						△200	△200
当 期 純 利 益						264	264
自己株式の取得							
自己株式の消却			△3,122	△3,122			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	△60	7	△3,054	△3,046	－	63	63
当 期 末 残 高	40	32	4,676	4,708	0	379	380

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△72	8,100	216	216	8,316
事業年度中の変動額					
新 株 の 発 行		15			15
減 資		－			－
剰 余 金 の 配 当		△200			△200
当 期 純 利 益		264			264
自己株式の取得	△3,122	△3,122			△3,122
自己株式の消却	3,122	－			－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△93	△93	△93
事業年度中の変動額合計	△0	△3,043	△93	△93	△3,136
当 期 末 残 高	△72	5,056	122	122	5,179

(注) 記載金額はいずれも、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ リース資産

定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

(3) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

ハ. 株式報酬引当金

株式報酬規程に基づく取締役（社外取締役を除く）に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 収益認識に関する注記

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。

経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた経営指導等の役務を提供することが履行義務であり、契約期間を通じて当社の履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式	7,150
関係会社出資金	1,803
関係会社貸付金	4,187

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は純粋持株会社であり、当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式及び関係会社出資金は、事業を営む子会社の株式または出資金であります。関係会社株式及び関係会社出資金については、取得原価を貸借対照表価額としており、当該関係会社の財務状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、将来利益計画に基づき、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しております。また、関係会社への貸付金については債務者の財政状態等に応じて回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

ロ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社株式及び関係会社出資金の回復可能性、関係会社貸付金の回収可能性については、取締役会で承認された予算に基づき検討を行っております。翌期の予算については、当連結会計年度の実績を踏まえ、高収益体質の確立に向け実施する各種施策の効果が継続するという仮定を置いております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りに用いた主要な仮定に変更が生じた場合、実績が見積金額と乖離する可能性があり、翌事業年度において関係会社株式及び関係会社出資金の回復可能性、関係会社貸付金の回収可能性がないと判断され、関係会社株式の減損処理または関係会社貸倒引当金の計上が必要となる可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産	444

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記(2) 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

金融機関からの借入金の担保に供している資産及びこれに対応する債務は、次のとおりであります。

① 担保に供している資産

関係会社株式	2,343百万円
関係会社出資金	1,718百万円
投資有価証券	848百万円
計	4,910百万円

② 上記に対応する債務

1 年内返済予定の借入金	744百万円
長期借入金	2,852百万円
計	3,596百万円

(注) 上記のほか、長期借入金（1 年内返済予定の長期借入金を含む）の担保として、株式質権、第1号優先出資持分質権、第2号優先出資持分質権、匿名組合出資持分質権、預金債権質権が設定されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	△141百万円
---------	---------

(3) 保証債務

債務保証

関係会社の借入金についての債務保証を行っております。

合同会社ホテルバンク	580百万円
------------	--------

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	112百万円
短期金銭債務	10百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引による取引高	
経営指導料（営業収益）	1,776百万円
受取配当金（営業収益）	127百万円
接待交際費（営業費用）	1百万円
地代家賃（営業費用）	0百万円

営業取引以外の取引高

受取利息	64百万円
支払利息	2百万円
その他(営業外費用)	2百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	338,784株	49株	－株	338,833株
A 種 優 先 株 式	－株	30,000株	30,000株	－株

(注) 1.普通株式の自己株式の増加49株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2.A種優先株式の増加30,000株は買取によるものであり、減少30,000株は、消却によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因は、繰越欠損金、株主優待引当金であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	資 本 金 又 は 出 資 金	事 業 の 内 容	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役員 の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社ダイヤ モンドダイニン グ	100百万円	飲食・アミューズメント業	所有・直接 100%	3 名	役員の兼任 経営指導 資金の貸付	経営指導料 の 受 入 (注) 1.	1,643	—	—
							資金の貸付 (注) 2.	2,348	関係会社 短期貸付金	3,971
							資金の回収	5,170		
							利息の受取	62	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社が子会社の経営管理を行っており、経営指導料は子会社の規模に基づいて決定しております。
2. 株式会社ダイヤモンドダイニングに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しています。
- (3) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

10. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たり純資産額 171円11銭
- (2) 1 株当たり当期純利益 10円18銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月17日

株式会社DDグループ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

石 原 鉄 也 ㊞

公認会計士

江 口 慎太郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社DDグループの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社DDグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月17日

株式会社DDグループ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 原 鉄 也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江 口 慎太郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社DDグループの2024年3月1日から2025年2月28日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら会社の内部統制部門との連携の上、経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月21日

株 式 会 社 D D グ ル ー プ
監 査 等 委 員 会

常勤社外監査等委員 西 村 康 裕 ㊞

社外監査等委員 齋 藤 哲 男 ㊞

社外監査等委員 石 田 茂 之 ㊞

(注) 常勤監査等委員 西村康裕、監査等委員 齋藤哲男及び石田茂之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内図

会場

住友不動産御成門タワー
ベルサール御成門タワー3階
〒105-0011 東京都港区芝公園一丁目1番1号

日時

2025年5月29日(木曜日)午後1時
(受付開始予定時刻12時30分)

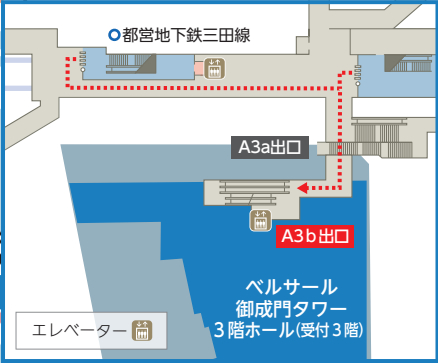
当日の懇親会の開催並びにお土産等の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



交通のご案内

都営地下鉄

●三田線
「御成門駅」A3b出口 直結



●大江戸線・浅草線
「大門駅」A4出口 6分

JR

●JR各線「浜松町駅」北口 10分

東京モノレール

●「モノレール浜松町駅」北口 11分

※駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株式会社DDグループ TEL 03-6858-6080(代表)
〒108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田NNビル18F